

第2期大台町空家等対策計画（案）に対する意見を募集します。

大台町では、空き家に関する対策を総合的かつ計画的に推進し、町民に広く周知することを目的に、「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づく、大台町空家等対策計画を策定しています。

今般、今後も増加が懸念される空き家の総合的な対策をより一層加速させるため、新たに第2期大台町空家等対策計画の策定に取り組んでいます。

この計画策定にあたり、町民の皆さまからの意見を募集します。

原案は、役場生活環境課・各出張所・町のホームページで閲覧できます。

1. 募集期間

令和6年11月12日（火）から令和6年12月12日（木）まで（必着）

2. ご意見の提出方法および提出先

所定の意見等提出書に記入のうえ、直接持ち込み・郵送・ファックス・電子メール、またはWEBからご意見をお寄せください。

（1）直接持ち込みの場合

役場生活環境課または各出張所

（2）郵送の場合

〒519-2404 大台町佐原 750 番地 大台町役場生活環境課 宛て

（3）ファックスの場合 0598-82-2565

（4）電子メールの場合 odai-kan@odaitown.jp

件名に「空家等対策計画への意見」とご記入ください。

（5）WEB の場合



3. お問い合わせ先

大台町役場生活環境課

・電話番号 0598-82-3787

（平日8時30分から17時15分まで）

・ファックス番号 0598-82-2565

・メールアドレス odai-kan@odaitown.jp

第2期大台町空家等対策計画（案）に係るパブリックコメント（町民意見募集）手続きについてのQ&A

Q. パブリックコメント手続きとはどのような制度ですか。

A. パブリックコメント手続きとは、大台町が本計画を策定するにあたり、その案をあらかじめ公表し、皆さまからご意見等をいただき、そのご意見等を考慮しながら策定を行うものです。皆さまからお寄せいただいたご意見等は、そのご意見等に対する大台町の考え方も併せて後日公表します。

Q. どのような人が意見を提出できますか。

A. 原則として、町内に住所を有する方、本計画に利害関係のある方が対象となります。

Q. 意見を提出するにはどうすればいいですか。

A. 意見の提出方法は、所定の様式で、直接持ち込み・郵送・ファックス・電子メール、またはWEBからご提出ください。

なお、口頭や電話によるものは、内容を正確に記録することができないため受け付けておりません。必ず書面等で提出してください。

Q. 住所や名前は記載しないといけませんか（匿名で意見を出すことはできませんか）。

A. 意見を提出いただく場合は、住所と名前などの記載が必要です。

理由は、第2期大台町空家等対策計画の策定に参加していただいているという意味から、責任ある立場で意見を提出いただく必要があるからです。

また、ご意見の内容の確認を行う場合もありますので、名前、連絡先などの記載もお願いします。

Q. 提出した意見に対する回答はもらえるのですか。

A. パブリックコメント手続きでは、皆さまから一時的に多くのご意見・提言が寄せられる見込みであるため、個別に回答することはしておりません。なお、どのようなご意見が寄せられたのか（類似のものは取りまとめます）、またそれに対する大台町としての考え方を後日公表することになっています。

Q. 提出した意見はどのように扱われますか。

A. 第2期大台町空家等対策計画の策定にあたっての参考とさせていただくとともに後日ご意見の概要と、これに対する町の考え方について、大台町のホームページで公表します。

- ・本意見募集と関連のないご意見等については公表しません。
- ・類似のご意見等は適宜整理のうえ、まとめて公表します。
- ・ご意見を公表することで、個人または法人の権利、競争上の地位、その他正当な利益が害されるおそれがあるものについては、その全部または一部を削除します。
- ・ご意見の中に含まれる誹謗・中傷等および差別的あるいは差別を助長するおそれのある表現については、置き換え、言い換え等の加筆、修正や削除を行います。

Q. 提出された意見等に係る名前、住所等の個人情報はどうに取り扱われますか。

A. ご記入いただきました内容は、この意見募集に関する業務のみで使用し、住所、名前、連絡先等の個人情報は、大台町個人情報保護条例に従い、適正に管理し、公表はいたしません。